

外国における保有個人データの取扱いについて
(当社事業に係る個人情報)

当社が外国において保有個人データを取り扱う場合は、当該外国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理措置のために必要かつ適切な措置を講じております。

当社は、以下に公表する外国において、保有個人データを取り扱います。

1 保有個人データを取り扱う外国の名称

当社は、当社事業に係る個人情報(申込書記載事項(氏名・住所等))のデータ入力作業の一部を個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している外国企業へ委託しています。

委託先企業所在国：中華人民共和国(以下、中国といいます。)、ベトナム社会主義共和国(以下、ベトナムといいます。)

また、上記データ入力作業にあたり、中国、ベトナムそれぞれのサーバにおいて個人データを保存しています。

※当該外国委託先では、個人データの取扱いについて当社が講ずべきこととされている措置に相当する措置(以下、相当措置といいます。)を継続的に実施しております。

相当措置の継続的な実施を確保するために講じている措置は、項番2のとおりです。

2 外国企業への個人データの提供

当社は、個人情報(申込書記載事項(氏名・住所等))のデータ入力作業の一部を中国、ベトナムに所在する企業へ委託しております。

なお、当該外国委託先に個人データの取扱いを委託するにあたって講じている措置は、以下のとおりです。

① 外国委託先が実施している措置等

当社は、委託契約を締結して個人データを外国委託先へ提供しており、委託先が実施している措置に関して、毎年、書面による報告を受けることによりその措置状況を確認しております。

また、当該委託契約においては、次に掲げる項目等を定めております。

- ・ 特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱うこと
- ・ 必要かつ適切な安全管理措置を講ずること
- ・ 従業員に対する必要かつ適切な監督を行うこと
- ・ 再委託の禁止
- ・ 個人データの第三者提供の禁止
- ・ 利用の必要がなくなった場合の消去

② 委託先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度

- ・ 中国には、事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる次の制度が存在します。

中華人民共和国国家情報法

業務上の必要に基づき、法に従い必要な方法、手段、経路を利用し、立入制限区域への立入りや関係資料の閲覧または押収を行うことができるとされております。(第16条)ただし、その活動は法に厳格に従い職権の逸脱・濫用、国民の合法的権利利益の侵害、私利の追求、国家機密・営業秘密・個人情報の漏えいは認められておりません(第19条)。

- ・ ベトナムでは、政府機関などの公的機関が強制力を持って、民間組織が保有する情報にアクセスすることが可能となる法令の施行が予定されています。

個人データ保護に関する政令

機微性の高い個人データを処理する場合には、同国の個人データ保護委員会へ登録する義務が課せられ、個人データ保護委員会は登録された個人データを物理的に閲覧する権限を有します。(第20条、第21条)

なお、当社は、委託先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に関して、毎年、委託先へ照会することにより確認しております。

③ 個人データの提供の停止

外国委託先による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合は、当該委託先への個人データの提供を停止いたします。

(以上)